平成２５年（フ）第３６６号
北海道上川郡和寒町字三笠６番地
破産者　本林　　始
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２５号
茨城県石岡市旭台２丁目19番20号　コモドカーサ旭台Ｏ201、開始決定時の住所茨城県小美玉市竹原900番地17
破産者　若林　憲明
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３８７号
茨城県水戸市元吉田町366番地の２　ジュネス吉田台203号
破産者　高根沢　豊
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
富山県魚津市金浦町４番５号
破産者　水野青果こと　水野　宏彦
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第１１８号
岐阜県大垣市浅草１丁目458番地１　パークロイヤルヤスダＥ号棟103号室
破産者　野村　市衛
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
岐阜県岐阜市羽根町１番地２　ホリックスピア403号室
破産者　野村　**敬**子
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４０８号
静岡県三島市壱町田39番地の７　リバーサイドマンションＭ―301
破産者　小林　夏子（旧姓高木）
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２８号
名古屋市北区柳原４丁目７番25号、住民票上の住所名古屋市西区城西１丁目11番８号
破産者　清水　敬介
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３９９号
愛知県豊明市西川町島原14番地４　ソレアード笹原Ⅱ103号
破産者　鈴木　充久
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５９号
愛知県津島市唐臼町茨塚28番地
破産者　五大院百合子
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１６号
愛知県春日井市中央通２丁目49番地　グローリアス春日井中央通503号室
破産者　森　　恵
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３５２号
愛知県瀬戸市東松山町114番地の１、従前の住所愛知県瀬戸市水北町1543番地の２
破産者　伊里　芳彦
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０３２号
名古屋市港区小碓２丁目30番地　ガーデンテラス小碓一番館501号
破産者　波多野勝浩
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９７号
京都市東山区一橋宮ノ内町１番地２
破産者　山下　和彦
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０９号
神戸市灘区篠原北町１丁目３番10号　栄マンション501号、従前の住所神戸市灘区神前町３丁目２番３号
破産者　久本　佳弘
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３９号
広島市西区東観音町１番７―603号
破産者　竹内　えり
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９７号
広島市東区矢賀新町１丁目２―18―203号、住民票上の住所広島市東区尾長東３丁目12番20号
破産者　佐々木真美
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７号
広島県呉市宮原13丁目11番15号
破産者　宮下　信義
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１４２号
広島県呉市内神町25番５号
破産者　西之原有紀子（旧姓塔岡）
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部